

川崎市告示第525号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和7年10月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
3 4	市ノ坪	中原区 市ノ坪	5 4 8 番 1 3 9 先	
	第 2 1 2 号 線	中原区 市ノ坪	5 4 8 番 1 0 5 先	
3 5	梶ヶ谷	高津区 梶ヶ谷 6 丁目	1 4 番 3 先	
	第 8 4 号 線	高津区 梶ヶ谷 6 丁目	1 4 番 6 7 先	
3 6	宿河原	多摩区 宿河原 5 丁目	2 0 4 6 番 1 5 先	
	第 3 0 0 号 線	多摩区 宿河原 5 丁目	2 0 4 6 番 2 5 先	
3 7	王 禅 寺 東	麻生区 王禅寺東 4 丁目	1 7 9 8 番 5 先	
	第 4 号 線	麻生区 王禅寺東 4 丁目	1 7 9 9 番 3 先	
		以下余白		